平成２２年（フ）第１４３４号
京都府向日市上植野町落堀１－１　ヴェレーナ京都西向日208号室　上本方、住民票上の住所京都市西京区大枝沓掛町９番地207　イストワール林202号
債務者　宮﨑　優秀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１８号
京都市左京区鹿ケ谷桜谷町42番地
債務者　寺嵜　道郎
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８３号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地の５　府営住宅小栗栖西団地40―203
債務者　栃尾　秀明
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１６号
京都市中京区西ノ京北小路町20番地　市営住宅１棟406号
債務者　河合　秀信
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８４号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―510
債務者　新井こと　朴　美也子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９８号
京都市右京区西京極西池田町13番地５　都市住宅整備公団西京極駅前団地506号室
債務者　浜野　佳代
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市一ヶ谷町８番２―201号
債務者　三重野久美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１３号
兵庫県尼崎市御園１丁目２番47号
債務者　石橋八重子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８７号
鳥取県鳥取市職人町40番地
債務者　野口　尚子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目６番18号
債務者　山下　典子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５号
鳥取県米子市上福原４丁目５番19号
債務者　吉川　信子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３７号
広島県尾道市吉浦町７番26号
債務者　廣宮　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県小郡市小郡753番地１
債務者　園田夫佐子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４２号
福岡県久留米市東櫛原町506―５―Ａ―102、住民票上の住所福岡市南区井尻１丁目10番11号
債務者　三宮　　陽
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６３号
福岡県久留米市高良内町3749番地61　高良ハイツ102号
債務者　成里侑希子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６１号
佐賀県小城市小城町廿地212番地１
債務者　浦川登美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
佐賀県鳥栖市今泉町2130番地17
債務者　寺坂奈美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1780番地10
債務者　蒲原富士子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係